

【インフルエンザ予防のポイント】 できるだけ手で目、口、鼻を触らないようにしましょう。

皆さんのご意見等を町政に反映させませんか？ パブリックコメント（町民意見等の募集）を実施します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答はしませんので、あらかじめご了承願います。

「上三川町地域公共交通整備計画」素案



公共交通の充実を図るため、上三川町における今後の地域公共交通のあり方を示す、「上三川町地域公共交通整備計画」素案を作成しました。広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

▼公表する資料名＝「上三川町地域公共交通整備計画」素案

期間＝平成23年12月19日（月）～

平成24年1月17日（火）まで

▼問い合わせ先＝

企画課 政策調整係

☎ ⑥9118

「第5期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」素案

老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で、平成21年3月に策定した「第4期高齢者支援計画・介護保険事業計画」が今年度期間終了となるため、第2期計画の実績を踏まえ、障がい福祉の一层次

を取り入れた「上三川町第3期障がい福祉計画」素案を作成しました。この素案を公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

▼公表する資料名＝「第5期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」素案

期間＝平成23年12月19日（月）～

平成24年1月17日（火）まで

▼問い合わせ先＝

企画課 政策調整係

☎ ⑥9129

「上三川町第3期障がい福祉計画」素案

障害者自立支援法に基づき平成21年3月に策定した「上三川町第2期障害福祉計画」が今年度期間終了となるため、第2期計画の実績を踏まえ、障がい福祉の一层次

を取り入れた「上三川町第3期障がい福祉計画」素案を作成しました。この素案を公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

▼公表する資料名＝「上三川町第3期障がい福祉計画」素案

期間＝平成23年12月19日（月）～

平成24年1月17日（火）まで

▼問い合わせ先＝

企画課 政策調整係

☎ ⑥9129

「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」素案

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき平成19年に策定した「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」が今年度期間終了となるため、見直しを図り、新たな「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」素案を作成しました。この素案を公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

▼公表する資料名＝「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」素案

期間＝平成23年12月19日（月）～

平成24年1月17日（火）まで

▼問い合わせ先＝

企画課 政策調整係

☎ ⑥9128



【インフルエンザ予防のポイント】 バランスの良い食事をし、十分な睡眠をとりましょう。

▼問い合わせ先＝企画課 情報広報係 ☎ 069-117



いつも
お世話
になります。
ありがとうございます。

※【 】内は指定払い出し先です。寄付時に使途
の指定がある場合には、指定先に払い出します。
皆さんの温かい
ご支援、あり
がとうございました。

※「意見用紙」の提出にあたっては、上三川町パブリックコメント手続に関する規則に基づき、住所・
氏名の「記入を必須とさせていただきますので、これらの明記の無いものは、受け付けできません。
なお、「意見等の提出方法については、募集要項を参照の上、郵送・持参・FAX・電子メールのい
ずれかの方法により提出してください。
※なお、「意見等は口頭、電話では受け付けできません。

- ・町内に居住、勤務・通学する方、
町内で事業活動を行う個人・団体・法人、その他本事案の
利害関係者
- ・意見等を提出する際は、専用の「意
見用紙」を用いて提出ください。「意見用紙」は、ホーム
ページによる掲載や、役場町民ホール、各担当窓口及び中
央公民館閲覧窓口にも備えてあります。意見等の記入にあ
たっては、次の項目を記入ください。
- ・氏名及び住所（法人等の団体の場合には所在地、名称、代
表者名）
- ・区分（在住・在勤・在学・その他（利害関係者・法人等））
の選択
- ・町内の通勤、通学先の所在（※ただし、町外在住の方の
み記入。）

▼意見等の提出方法＝意見等を提出する際は、専用の「意
見用紙」を用いて提出ください。「意見用紙」は、ホーム
ページによる掲載や、役場町民ホール、各担当窓口及び中
央公民館閲覧窓口にも備えてあります。意見等の記入にあ
たっては、次の項目を記入ください。

▼意見等を提出できる方＝町内に居住、勤務・通学する方、
町内で事業活動を行う個人・団体・法人、その他本事案の
利害関係者

▼意見等を提出できる方＝町内に居住、勤務・通学する方、
町内で事業活動を行う個人・団体・法人、その他本事案の
利害関係者

	閲覧場所	閲覧時間
1	役場町民ホール	午前8時30分～午後5時15分（木曜日は午後7時まで） ※土・日曜日・祝日・年末年始は午前8時30分～午後5時
2	各担当課窓口での閲覧	午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 ※土・日曜日・祝日、及び年末年始を除く
3	中央公民館窓口での閲覧	午前9時～正午、午後1時～午後5時 ※公民館の休館日を除く

まいりゆ

～ 善意銀行～（敬称略）

・日産自動車(株)栃木工場社員ボランティア一同
37,603円（第32回）

・長岡繁 5,832円（第4回）
・匿名 2,000円（第1回）

・パッチワークキルトサークルハーモニー同
15,000円（第18回）

・更生保護女性会 代表 吉田允子
10,000円（第1回）

・上三川町消費者友の会
5,000円（第6回）

・じゅわき薫楽会 代表 小林康夫
5,000円（第29回）

・七宝焼彩の会
5,383円（第9回）

・北小学校地区社会福祉協議会
3,001円（第2回）

・高木幸一 4,000円（第2回）

・さわやか会 ホタルの会
2,25,210円（第1回）